令和5年度（令和4年分）　市民税・県民税
国民健康保険税　申告の手引き

1　申告書を提出する必要のある方

令和5年1月1日現在、奄美市内に居住している方。
（ただし、下記の「市民税・県民税の申告が不要な方」を除きます）
※令和4年中に収入が全くなかった方も、非課税証明書の発行や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・児童手当・保育料・公営住宅家賃算定などの基礎資料となりますので、必ず申告してください。

2　市民税・県民税の申告が不要な方

○所得税の確定申告書を税務署に提出する方。
○1箇所からの給与収入のみで勤務先から市に令和4年度給与支払報告書が提出されている方。
（提出の有無は勤務先に確認してください）
○公的年金収入のみで、下記に該当する方。
（ただし、公的年金等以外の所得に係る合計所得金額が1千万円を超える方を除きます。）
・65歳以上（昭和33年1月1日以前生まれ）で公的年金収入が148万円以下の方。
・65歳未満（昭和33年1月2日以後生まれ）で公的年金収入が98万円以下の方。

3　申告書の提出期限　・・・　令和5年3月15日（水）

4　申告の方法

○収入のある方

・申告会場で申告される方は、必要書類をお持ちいただき申告会場にお越しください。
（令和5年度市県民税及び国民健康保険税申告受付日程表をご覧ください）
・郵送で申告される方は、申告書に必要事項を記入し、必要書類を同封のうえ郵送してください。
（申告書及び収支内訳書は奄美市ホームページからダウンロードされるか、税務課までご連絡ください。）

○収入のない方

・申告の案内はがきの無収入・非課税収入申告書に記入されて、郵送で送って頂くか、名瀬支所税務課の⑤.⑥番窓口の申告書受付ボックスに投函してください。
※設置期間：令和5年2月1日（水）～令和5年3月15日（水）

※申告受付システムの導入に伴い申告のお知らせをハガキでご案内しています。
日程をご確認の上、指定の会場にて申告をお願いいたします。
案内はがきが届いていない方は広報誌で申告日程等をご確認ください。

5　申告する際に必要なもの

・すべての方・・・本人確認書類、マイナンバーカード
・昨年中に収入があった方・・・令和4年分の源泉徴収票または収入のわかる書類
（収入が事業・家賃・地代等の方は、収支内訳書及び収入金額・必要金額がわかる書類）
・所得控除等を受ける方・・・以下の証明書等
令和4年中に支払った額の領収書や証明書
（社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除等）
障害者控除・・・身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保険福祉手帳、
市で交付する認定書（介護保険の障害者控除対象者認定書）など
※医療費控除の適用を受けるには、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。
年間の医療費支払額等を事前に集計し、明細書を作成されてください。

6　市民税・県民税の計算方法　※分離課税所得がある方は、計算方法が異なります。

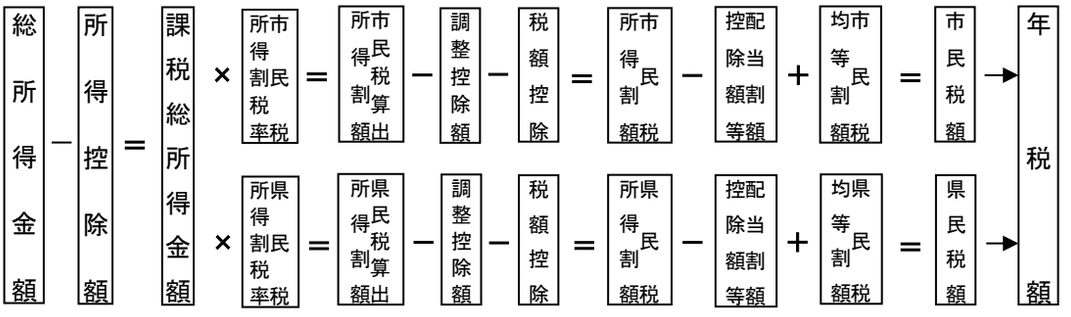

均等割

市民税	3,500円
県民税	2,000円 ※うち500円はみんなの森づくり県民税 （R2年度　森林環境税から名称変更）

所得割税率

市民税	6%
県民税	4%